

根室市奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の産業を担う人材の確保及びその人材の本市への定着を促進し、中小企業者等の経営基盤の強化を図るため、企業から奨学金返還支援を受ける者に対して、予算の範囲内において当該奨学金の返還を支援する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、根室市補助金等交付規則（昭和50年根室市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、その他これらに準ずる教育施設として市長が認めるものをいう。

(2) 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他地方公共団体等が大学等の生徒・学生等に対して貸与する資金で市長が認めるものをいう。

(3) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める者のほか、特に市長が必要と認める者をいう。

(4) 正社員

中小企業者等が労働契約に基づき雇用している者のうち、次の要件を全て満たすものをいう。

ア 事業主との間で所定労働時間を週30時間以上とする無期雇用契約を締結していること。

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であること。

ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。

エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、

厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大学等を卒業し、次条の規定に基づき登録された中小企業者等(以下「認定企業」という。)に正社員として採用され、交付申請日の属する年度において、当該認定企業に正社員として就業した期間を有する者
- (2) 前号に規定する認定企業に採用後、5年以上、市内に居住し、継続して勤務する意思があること。
- (3) 大学等在籍中に、奨学金の貸与を受け、計画的に返還をしている者で、交付申請日の属する年度において、就業先である認定企業から奨学金返還支援を受けた者
- (4) 根室市内に住所を有すること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 根室市暴力団排除条例(平成25年根室市条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(認定企業の登録)

第4条 市長は、人材確保及び地元定着を目的として、自らが雇用する正社員の奨学金の返還を支援する中小企業者等であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものを、中小企業者等からの「根室市奨学金返還支援補助金認定企業登録申請書(様式第1号)」による申請に基づき、認定企業として登録するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者等であって奨学金の返還をする者(市内に住所を有する者又は有する予定の者に限る。)の就業地域を市内に限定(転勤、出向による勤務地の変更がないこと)したうえで、正社員として現に雇用し、又は雇用する見込みがあること。
- (2) 前号に規定する正社員に対し、奨学金の返還支援を目的とした金銭給付を5年間行うこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 本要綱に定める補助金の交付に関する手続その他の関連する事務に関し、本市の求めに応じ、必要な協力を行うことができること。
- (5) 根室市暴力団排除条例(平成25年根室市条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(登録等の通知)

第5条 市長は、中小企業者等から前条の規定による申請があったときは、その内容に関し、審査のうえ登録の可否を決定し、「根室市奨学金返還支援補助金認定企業登録可否通知書(様式第2号)」により中小企業者等に通知するものとする。

(認定企業の届出)

第6条 前条の規定により登録を受けた認定企業は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を「根室市奨学金返還支援補助金認定企業届出書(様式第3号)」により市長に届け出なければならない。

- (1) 認定企業の登録取消しを希望するとき。
- (2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(登録の取消)

第7条 市長は、第5条の規定により登録を受けた認定企業が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、認定企業としての登録を取り消し、その旨を「根室市奨学金返還支援補助金認定企業登録取消通知書(様式第4号)」により通知するものとする。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当したとき。
- (2) 虚偽の登録申請をしたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(補助対象経費)

第8条 補助金の対象となる経費は、交付対象者が認定企業の正社員として就業した期間において行った奨学金の返還額(その返還に対する支援として、就業先である認定企業から金銭給付を受けたものに限り、繰上げ返還を除く。)とする。

2 前項に規定する期間(以下「対象期間」という。)は、月を単位として計算するものとし、60カ月を限度とする。

(補助金の額)

第9条 一会計年度における補助金の額は、当該年度に属する対象期間内において、就業先の認定企業が正社員に対して行う支援額と同額(当該額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とし、年間12万円を上限とする。ただし、認定企業の年間支援額と本市の年間支援額の合計額が支援対象者の年間の返還額を超える場合は、当該返還額から認定企業の年間支援額を差し引いた額を支援するものとする。

(補助金の交付申請及び決定)

第10条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間に「根室市奨学金返還支援金補助金交付申請書(様式第5号)」に次に掲げる書類を添付し、就業先の認定企業を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の借入総額及び返還計画が確認できる書類
- (2) 大学等の卒業を証する書類(初回申請時のみ。)
- (3) 住民票
- (4) 雇用契約書(就業地域が市内に限定されていることが確認できる書類を含む。)
- (5) 雇用保険、健康保険、厚生年金の被保険者を証明する書類
- (6) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、「根室市奨学金返還支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)」により就業先の認定企業を通じて申請者に通知するものとする。

(交付決定者の変更届出)

第11条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を「根室市奨学金返還支援補助金交付決定者変更届出書(様式第7号)」により就業先の認定企業を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定を辞退しようとするとき。
- (2) 就業先の認定企業を退職したとき。
- (3) 返還免除等により奨学金の借入総額又は残額が減少したとき。
- (4) 住所又は氏名の変更があったとき。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更し、その旨を「根室市奨学金返還支援補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第8号)」により就業先の認定企業を通じて交付決定者に通知するものとする。

- (1) 前条第1号から第4号までのいずれかに該当したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為で交付決定をうけたとき。
- (3) その他補助をすることが不相当と認められる事実があったとき。

(補助金の実績報告)

第13条 交付決定者は、交付決定年度の3月31日までに「根室市奨学金返還支援補助金実績報告書兼補助金交付請求書(様式第9号)」に、次に掲げる書類を添付し、就業先の認定企業を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定年度における就業先認定企業からの奨学金返還支援額が確認できる書類
- (2) 対象期間における奨学金の返還を証する書類(証明書や通帳等)の写し
- (3) 補助金振込先口座が確認できる書類(預金通帳)の写し
- (4) 住民票(発行後3ヵ月を経過しないものに限る。)又は身分証明書(運転免許証等)の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査及び調査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を「根室市奨学金返還支援補助金交付決定額通知書(様式第12号)」により就業先の認定企業を通じて交付決定者へ通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の額を確定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、第12条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。